

電気通信大学共創進化スマート社会実現推進機構共創進化スマートラボ使用要項

制定 令和5年12月7日

(趣旨)

第1条 この要項は、電気通信大学共創進化スマート社会実現推進機構規程の規定に基づき、電気通信大学共創進化スマート社会実現推進機構（以下「機構」という。）が管理を行う教育研究スペース（以下「共創進化スマートラボ」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 共創進化スマートラボは、電気通信大学（以下「本学」という。）が共創進化スマート社会を支える新たな価値の創造の実践拠点として、全学的な使用に供することで、本学自らも共創進化スマート大学となるための教育研究活動を推進することを目的とする。

(共創進化スマートラボ)

第3条 本要項の対象となる施設は、別表第1のとおりとする。

(管理・運営)

第4条 共創進化スマートラボの管理・運営は、共創進化スマート社会実現推進機構の施設・設備管理委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 委員会の長（以下「委員長」という。）は、共創進化スマートラボの管理・運営に関する業務を掌理する。

(使用資格)

第5条 共創進化スマートラボを使用することができる者は、次のいずれかに該当し、かつ共創進化スマート社会の実現に向け、教育・研究・業務運営上の取組み及び成果等の学内外への展開に対して協力できることを条件とする。

- (1) 本学の先端的なプロジェクト研究、外部機関との共同研究又は学際的・分野横断的な研究を行うにあたり新たなスペースを必要とする者
- (2) 本学の戦略的な研究推進のため、特に研究スペースを必要とする若手研究者
- (3) その他委員会が特に認めた者

(使用申請等)

第6条 共創進化スマートラボを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、委員長に使用を申請し、許可を受けなければならない。

2 委員長は、前項の申請があったときは、委員会の議を経て、使用の可否を決定し、使用申請者に通知するものとする。

3 共創進化スマートラボの使用申請に際し、必要な様式は、別に定める。

(使用計画の変更)

第7条 前条第2項の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、共創進化スマートラボの使用計画に重要な変更を加えようとするときは、その使用変更を申請し、委員長の許可を得なければならない。

2 委員長は、前項の申請があったときは、委員会の議を経て、その可否を決定し、使用者に通知するものとする。

（使用期間等）

第8条 使用者が共創進化スマートラボを使用できる期間は、3年を限度とする。ただし、委員会が特に必要と認めたときは、当該限度を超えて使用を認めることができる。

2 使用者は、使用期間を延長しようとするときは、使用期間が満了する日の3か月前までに使用変更を申請し、委員長の許可を受けなければならない。

3 委員長は、前項の申請があったときは、委員会の議を経て、その可否を決定し、使用者に通知するものとする。

4 使用者は、使用期間を短縮しようとするときは、速やかに委員長に申し出なければならない。

（使用許可の取消し等）

第9条 委員長は、次の各号に掲げる場合には、委員会の議を経て、使用者に対して、使用の許可を取り消し、又は許可内容を変更することができる。

(1) 使用者がこの要項に違反したとき

(2) 共創進化スマートラボの使用に関し特に計画変更の必要が生じたとき

(3) 共創進化スマートラボの運営上特に必要があるとき

2 委員長が、前項第2号及び第3号を事由として使用の許可の取り消し、又は許可内容を変更する場合には、使用者に対して一定の猶予期間を置くものとする。

（経費の負担）

第10条 使用者は、別表第2に定める共創進化スマートラボの使用に係る経費を負担しなければならない。ただし、委員会が特に必要と認めたときは、経費の全部又は一部を免除することができる。

2 前項により負担した経費については、原則返還は行わないものとする。

（使用上の義務）

第11条 使用者は、この要項を遵守するとともに使用許可を受けた目的及び方法に従い、施設及び設備を常に善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

2 使用者は、共創進化スマートラボの使用に際し、共創進化スマートラボ内において行われる業務の安全確保に努めなければならない。

（使用施設の改修）

第12条 使用者は、使用計画の遂行上やむを得ず共創進化スマートラボに大幅な変更を加える必要があるときは、事前に委員長に申し出て、その許可を受けなければならない。

2 共創進化スマートラボの変更に伴う工事等の費用及び使用後の原状回復に係る費用は

使用者が負担するものとする。

(使用の報告)

第13条 使用者は、毎年度末又は使用期間終了後、速やかに活動状況を報告するものとする。

(原状回復)

第14条 使用者は、使用期間が満了したとき(第9条第1項又は第2項の規定により使用を取り消されたときを含む。)は、共創進化スマートラボを原状に回復し、速やかに明け渡さなければならない。

(論文等への明記)

第15条 使用者は、共創進化スマートラボを使用して行った研究等の成果を論文等により公表する場合は、共創進化スマートラボを使用した旨を明記し、その論文等の写しを委員会に提出しなければならない。

(雑則)

第16条 この要項に定めるもののほか、共創進化スマートラボの使用に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 (令和5年12月7日要項第7号)

この要項は、令和5年12月7日から施行する。

別表第1 対象施設（第3条関係）

建物名	室番号	使用面積（㎡）
東34号館	104室	90
	105室	90
東37号館	103室	258
西9号館	101室	89
	301室	91
	302室	91
	309室	52
	313室	91

別表第2 使用料（第10条関係）

使用面積1㎡あたり（1年間） 12,000円